

定期預金（インターネット支店専用）規定

本規定は、きらぼし銀行（以下、「当行」といいます。）インターネット支店（以下、「当支店」といいます。）で開設する定期預金（以下、「この預金」といいます。）の取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当支店との取引を行う場合は、下記の条項に加え、「インターネット支店取引規定」、「きらぼしホームダイレクトご利用規定/きらぼしエコ通帳規定」、「普通預金（インターネット支店専用）規定」、「総合口座（インターネット支店専用）取引規定」ほか、当行が別途定める各取引規定が適用されます。

1【預金取引の方法】

- (1) この預金は、きらぼしホームダイレクトといいます。）により、取引を行うことができます。
- (2) この預金の通帳・証書は発行しません。
- (3) この預金の取引明細は、きらぼしホームダイレクトにより確認するものとします。

2【預金の種類】

当支店で取扱う預金種類は、以下のとおりです。

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期）
- (2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞（自動継続スーパー定期）
- (3) 自動継続自由金利型定期預金（M型）＜複利型＞（自動継続スーパー定期）

3【預入れの単位】

この預金の預入れは、以下のとおりです。

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期）
1口1,000万円
- (2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞（自動継続スーパー定期）
1口1万円以上1,000万円未満
- (3) 自動継続自由金利型定期預金（M型）＜複利型＞（自動継続スーパー定期）
1口1万円以上1,000万円未満

4【自動継続】

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5【利息】

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期）

①この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項について同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）およびきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の利率（継続後の預金については上記第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は（以下「満期払利息」といいます。）、満期日に支払います。

②この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

B 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

④当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の（a）、（b）および（c）（（b）および（c）の算式により計算した利率の小数点第4位以下

は切捨てます。ただし、(c)の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

(a) 解約日における普通預金の利率

(b) 約定利率×70%

(c) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}－\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}－\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金をきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、次の(a)および(b)の算式により計算した利率（小数点以下第4位以下は切捨てます。ただし、(b)の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

(a) 約定利率×70%

(b) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}－\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}－\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

⑤この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) <単利型> (自動継続スーパー定期)

①この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項について同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）およびきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の利率（継続後の預金については第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金 (M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた

利息の残額は（以下「満期払利息」といいます。）、満期日に支払います。

②この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

B 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

（a）預入口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

（b）中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

C 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

④当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、預入日から解約日の前日までの日数が6か月以上の場合、その期間に応じて以下の算式により計算したアおよびイの利率のうち、いずれか低い利率を適用します。（ただし、普通預金利率より低くなる場合は普通預金利率を適用します。）

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

（a）6か月未満……………解約日における普通預金の利率

（b）6か月以上1年未満

ア. 約定利率×50%

- イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- (c) 1年以上2年未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- (d) 2年以上3年未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - (a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - (b) 6か月以上1年未満
 - ア. 約定利率×40%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - (c) 1年以上1年6か月未満
 - ア. 約定利率×50%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - (a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - (b) 6か月以上1年未満
 - ア. 約定利率×40%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - (c) 1年以上1年6か月未満
 - ア. 約定利率×50%

- イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×80%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
 - (h) 4年以上5年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- D 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- (a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - (b) 6か月以上1年未満
 - ア. 約定利率×30%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - (c) 1年以上1年6か月未満
 - ア. 約定利率×40%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×50%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×80%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%

(h) 4年以上5年未満

ア. 約定利率×90%

イ. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%

⑤この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割計算します。

(3) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) <複利型> (自動継続スーパー定期)

①この預金の利息は、預入日 (継続したときはその継続日) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) およびきらぼしホームダイレクト定期預金照会結果画面記載の利率 (継続後の預金については第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

②継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

③当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日 (継続したときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、預入日から解約日の前日までの日数が6か月以上の場合は、その期間に応じて以下の算式により計算したアおよびイの利率のうち、いずれか低い利率を適用します。(ただし、普通預金利率より低くなる場合は普通預金利率を適用します。)

この場合、この預金を預入日の1年後の応当日の翌日以降の日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日以後であれば次の範囲で元金の一部を1万円以上1万円単位の金額で解約することができます。

- ・この預金の元金金額が300万円を超える場合
この預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ・この預金の元金金額が300万円未満の場合
この預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分

A 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満

ア. 約定利率×40%

イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%

(c) 1年以上1年6か月未満

ア. 約定利率×50%

- イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- B 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - (a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - (b) 6か月以上1年未満
 - ア. 約定利率×40%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - (c) 1年以上1年6か月未満
 - ア. 約定利率×50%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×80%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
 - (h) 4年以上5年未満
 - ア. 約定利率×90%

- イ. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
 - C 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - (a) 6か月未満………解約日における普通預金の利率
 - (b) 6か月以上1年未満
 - ア. 約定利率×30%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - (c) 1年以上1年6か月未満
 - ア. 約定利率×40%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (d) 1年6か月以上2年未満
 - ア. 約定利率×50%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - (e) 2年以上2年6か月未満
 - ア. 約定利率×60%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (f) 2年6か月以上3年未満
 - ア. 約定利率×70%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - (g) 3年以上4年未満
 - ア. 約定利率×80%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
 - (h) 4年以上5年未満
 - ア. 約定利率×90%
 - イ. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- ④この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割計算します。

6【預金の解約】

- (1) この預金の解約は、お客さまがきらぼしホームダイレクト取引操作で定期預金満期解約予約を行うことにより、満期日に定期預金を自動解約し、解約元利金を当支店普通預金に入金することで行います。満期解約予約は、満期日の前日まで受付いたします。
- (2) この預金の満期日前の解約は、原則としてお取り扱いしません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてお取り扱いする場合には、お客さまがきらぼしホームダイレクト操作で中途解約処理を行うことにより、即時に定期預金を解約し、解約元利金を当支店普通預金に入金することで行います。
- (3) 上記のほか、この預金の解約については、インターネット支店取引規定第12条の定めに準じて取扱いいたします。

7〔取引店の変更〕

この預金は、取引店を変更することはできません。

8〔免責事項〕

- (1) やむをえない事由による通信機器、回線等の障害が原因でこの預金取引ができなくなった場合、当行はそのために生じた損害について責任を負いません。
- (2) 本規定に基づくこの預金の取扱い等について損失または紛議が生じても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

9〔届出事項の変更等〕

- (1) この預金の印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当支店所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった住所、氏名宛に当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10〔成年後見人等の届出〕

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11〔譲渡・質入れの禁止〕

- (1) この預金は、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利を譲渡、質入れ、その他の第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることができません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により手続きを行うものとします。

12〔保険事故発生時における預金者からの相殺〕

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定

されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13【規定の変更等】

本規定は、当行の都合で変更することがあります。その場合は、変更の内容を当行ホームページ等により告知します。また、規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

以上

(2018年5月1日現在)